

日本小児循環器学会専門医制度規則

平成 19 年 7 月 5 日施行

平成 26 年 7 月 4 日改訂

(目的)

第 1 条 本制度の目的は、優れた医学知識と高度の医療技術を備えた小児循環器の専門医を育成することにある。これによって、先天性ないし発達期発症の循環器疾患を有する胎児、小児、および成人への医学・医療を発展・向上させ、さらに児童生徒に対する的確な心臓検診と適切な指導をもって、社会の福祉に貢献する。

(認定)

第 2 条 前条の目的達成のために特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下、本学会と呼ぶ）は定款第 5 条に基づき専門医制度委員会を設置し、そのもとに専門医・修練施設等認定委員会（以下、認定委員会と呼ぶ）を置き、その審査に合格した医師、施設および施設群を、それぞれ小児循環器専門医（以下、専門医と呼ぶ）、日本小児循環器学会修練施設および修練施設群（以下、修練施設等）、施設指導責任者と認定する。

(専門医の種類と名称)

第 3 条 本学会専門医制度の専門医は、小児循環器専門医とする。ただし、心臓血管外科領域に関しては今後構築する。

2. 小児循環器専門医の英文名称は **Board Certified Pediatric Cardiologist** とする。

(委員会)

第 4 条 認定委員会の委員は本学会評議員のうちから、細則に定める規定により選出する。

(認定取り消し)

第 5 条 認定の取り消しは認定委員会および理事会の議を経て、総会の承認を必要とする。

(疑義)

第 6 条 認定および認定の取り消しについて、当該医師、当該施設等、当該施設指導責任者は疑義を申し立て、あるいは弁明する権利を持つ。

(公示)

第 7 条 本学会は専門医、修練施設等、施設指導責任者に関する必要な事項を、本学会機関誌およびホームページに公示するものとする。

(細則)

第 8 条 本規則の施行に関する細則は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、総会において定める。

(改正)

第 9 条 本規則は理事会の議決により決定し、総会に報告する。